

議案第 29 号

物品売買契約の締結について

物品売買について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年みやき町条例第 39 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度みやき町消防団小型動力ポンプ付積載車購入事業
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 ￥19,314,740－
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥1,740,000－）
- 4 契約の相手方 住所 佐賀県鳥栖市轟木町 1 5 2 2 番地 6
氏名 株式会社 筑邦トーハツ商会
代表取締役 桐岡 晴夫

令和 6 年 6 月 4 日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年みやき町条例第 39 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

物 品 売 買 仮 契 約 書

物品の売買に関し、みやき町（以下「甲」という。）と、株式会社 筑邦トーハツ商会（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

（売買）

第1条 乙は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

（物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

（検査）

第3条 乙が物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会のもとに検査を行う。

（代金の支払）

第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、売買代金の支払を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

（取替又は補修）

第5条 納入した物品が、24ヶ月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 乙は、甲から前項の要求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

（納期の延期）

第6条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰す理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限に履行を終わる見込みがないと認めたとき。

(2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。

(3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

(協議)

第8条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、
甲乙協議の上決定する。

(経過措置)

第9条 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは地方
自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通保有する。

令和 6 年 5 月 **13** 日

甲 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

みやき町長 岡



印

乙 【住 所】佐賀県鳥栖市轟木町1522番地6

【会社名】株式会社 筑邦トーハツ商会

【代表名】代表取締役 桐岡 晴夫

印



別 表

物 品 名	令和6年度みやき町消防団小型動力ポンプ付積載車
数 量	2台
契 約 金 額	¥ 19,314,740 -
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ 1,740,000 -
履 行 期 限	自 議会の議決を得た日から
	至 令和7年3月14日
納 入 場 所	みやき町庁舎 防災センター
契 約 保 証 金	¥ 2,000,000 -



仕 様

1. シャシ

- | | | |
|-----------|---|------------------------|
| (1) シャシ型式 | 消防専用シャシ | 1. 0 0 トンクラス
ダブルキャブ |
| (2) エンジン | ガソリンエンジン | 総排気量 2 0 0 0 c c 以下 |
| (3) 駆動方式 | 二輪駆動 | |
| (4) ミッション | A T | |
| (5) 乗車定員 | 8 名（前：3 名、後：3 名、荷台：2 名） | |
| (6) その他装備 | パワーステアリング、パワーウィンドウ、
純正エアコン、運転席 S R S エアバッグ、牽引フック
後退警報ブザー、サンバイザー、サイドバイザー、
保安煙筒、タイヤチェーン、泥除ゴム、
機装電源は A C C 連動のメインスイッチとする。
車両総重量 3.5 トン未満とすること
後輪付近に路肩灯を設置すること（既存配備積載車参考） | |

2. 小型動力ポンプ

- (1) 規格
- ・動力ポンプの技術上の規格を定める省令に合致していること。
 - ・日本消防検定協会受託試験合格品であること。
 - ・ISO 製品であること。
 - ・B-2 級（乾燥質量 8 4 . 5 k g 以下）とする。
 - ・水害時等排水ポンプとしての機能を有すること。
- (2) エンジン
- ・4 サイクル 3 気筒エンジン
 - ・燃料タンク及びマフラーは SUS 製とし、低騒音型（静音型）とする。
 - ・冷却水循環式のものとする。
 - ・オーバーヒート防止システムのものとする。（自動解除式）
 - ・電子制御燃料噴射式とする。
 - ・セルモーター始動式とする。ただし、バッテリー上がり時にリコイルで始動できるものであること。
 - ・自動吸水システム

- (3) ポンプ
 - ・ 高圧 1 段タービンポンプ
 - ・ 気水分離装置を内蔵していること。
 - ・ 放水口はボールコックとする。
- (4) 真空ポンプ
 - ・ 大型アルミオイルレス真空ポンプとする。
- (5) 計器類
 - ・ 圧力計、連成計は文字盤背面よりライトアップする構造とすること。
 - ・ 集中管理用モニターは LED を使用し、異常時に点滅警告すること。
- (6) その他
 - ・ 見えやすい箇所に白文字で町指示の文字を記入すること。
 - ・ 上記仕様を満足した品とし、搭載ポンプ型式の選定は町の承認を得たうえで、決定するもの。

3. 艀装

- (1) 本積載車は、乗車定員 8 名（前部座席 3 名、後部座席 3 名、荷台 2 名）とする。
- (2) キャブ屋根上部に下記の装置を取り付ける。なお、確実に取り付けると共に十分な補強をし、完全な防水処理を施すこと。
 - ①赤色回転灯
 - ②電子サイレン
 - ③モーターサイレン
- (3) ボディー内に 2 名用の折りたたみ座席(シート背当ては良質のビニールレザー張り)を設ける。
- (4) 自動車の最後部にステップを車幅全体に設け、すべり止め鋼板を張る。
- (5) ボディー後部にステンレスパイプにて握り棒を設ける。
- (6) ボディー後部の上に LED ライトを取り付ける。
- (7) ボディー後部に乗車連絡ブザースイッチを設ける。
- (8) 吸水管は荷台右側後部に渦巻型に取り付け、外部より取り外し可能とする。
また、ポンプに常時接続でき、取り外した状態でも固定できること。
- (9) キャブ前面中央部に団マークを取り付ける。
- (10) キャブ側面（左右）各 2 ヶ所（前ドア上部及び後ドア後部）に握り棒を設ける。
- (11) 荷台後部にポンプの積み下ろしが可能な構造としたスライドレール式ポンプ積載装置を縦向きに設置し、走行中などに脱落・落下しないような安全確実な固定装置

とする。また、積載したままでの放水を可能とし、かつポンプの排水は車体外部に排出する構造とする。

- (12) 自動車バッテリーとポンプバッテリーとを脱着容易な方法で直結する。
- (13) 後部座席の前にヘルメット掛けを設ける。
- (14) 付属品及び付属品取付装置は、機動性を考慮し適当な場所に取り付ける。
- (15) 全ての艤装、取付等に関しては、みやき町消防団既存配備積載車を参考とする。
- (16) 無線関係一式を旧車両から移設すること。なお、ケーブル及びアンテナは新品を使用すること。
- (17) 消火器一式を旧車両から移設すること。

4. 塗装

- (1) 車体は、完全防錆後、高級朱色塗料、はく離防止を行うこと。
- (2) ステップは銀色塗装、車体下回りは黒色塗装とする。
- (3) 左右のドア等に、各々「みやき町消防団北茂安分団第3部」「みやき町消防団北茂安分団第6部」の文字を書き入れること。
- (4) フロント部分に各々「北茂安3部」「北茂安6部」の文字を書き入れること。

5. 付属品・積載品・装備品は次のとおりとする。

番号	品 名	数量	規 格 等
1	散光式赤色回転灯	1 式	N F - M L - V K 2 M - L A I 同等品
2	電子サイレン	1 式	T S K - D 1 5 1 同等品
3	モーターサイレン	1 式	5 S A 型 同等品
4	補助警光灯	2 個	L F A - 1 0 0 同等品
5	後部補助警光灯	2 個	L F A - 1 0 0 同等品
6	無線機関係	1 式	旧車両から移設（ケーブル及びアンテナ新設）
7	梯子	1 脚	2 つ折り 3.6m
8	消火栓開閉器具	1 本	T 型
9	管鎗	1 本	65 mm
10	無反動管鎗	1 本	A K K
11	可変噴霧ノズル	2 個	2 0 - 3 0 mm
12	鳶口	2 本	1.8m グラスファイバー製
13	金てこ	1 丁	
14	2 8 型バール	1 本	
15	剣先スコップ	1 丁	
16	二又分岐管	1 個	
17	車輪止め	2 個	2 m ロープ付き ゴム製
18	スタンドパイプ	1 本	単口引き上げ式
19	ホースブリッジ	1 式	ゴム製
20	照明灯（小型ポンプ用）	1 式	
21	ホース	6 本	65mm×20m 1.3M p a
22	ホースカバー	1 式	防水タイプ
23	フォグランプ	2 個	シャーシ固有可
24	サーチライト	1 式	拡散型 6 0 W L E D
25	ゴムマット	1 式	キャブ内
26	ドライブレコーダー	1 個	
27	消防団章	1 個	
28	ポンプ標準工具	1 式	

番号	品名	数量	規格等
29	バックブザー	1 式	
30	サイドバイザー	1 式	
31	タイヤチェーン	1 式	
32	泥除けゴム	1 式	全輪取付
33	自動車用工具	1 式	
34	路肩灯	1 式	
35	小型動力ポンプ	1 個	
36	吸水管	1 個	7 5 × 8 m 軽量
37	吸水管ストレーナー	1 個	
38	吸水管ちりよけ籠	1 個	プラスチック製
39	吸水管枕木	1 個	バンド付
40	吸水管ロープ	1 本	1 0 mm × 1 5 m